



2022年8月29日

各 位

会 社 名 株式会社インテリジェント ウェイブ
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 邦光
(コード番号:4847 東証プライム市場)
問 合 せ 先 経営管理本部長 小川 広将
(TEL. 03-6222-7015)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

2022年8月24日に発表しました、「定款の一部変更に関するお知らせ」の記載に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所につきましては二重下線を付しています。

記

1. 訂正の理由

【別紙】の記載に誤りがあることが判明したため、関連する項目の訂正を行うものであります。

2. 訂正箇所

【別紙】の(附則)

(訂正前)

【別紙】

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)	(削 除) <u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------	--

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削 除)
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上